

## 茨城県平和委員会規約

1991年12月14日	制定・施行
1994年4月24日	一部改正
2002年4月21日	一部改正
2004年7月31日	一部改正
2014年6月15日	一部改正
2015年6月13日	一部改正

### 1. 総 則

第1条(名称) この会を茨城県平和委員会と称し、事務所を水戸市内に置きます。

第2条(目的) この会は、あらゆる人々の平和の願いをもとに、戦争と侵略に反対し、日本と世界の平和の確立に寄与し、憲法改悪を許さず、県民の生活の中に憲法を生かし、平和で豊かな生活を築くためにあらゆる人々と手をたずさえて運動していくことを目的とします。

第3条(活動) この目的を実現していくために次の諸活動をしていきます。

あらゆる個人・団体と協力して、地域・職場・学園から草の根平和運動をおこしていきます。平和のためにひろく県民によびかけ会員を増やし、あらゆる必要な活動を行います。

日本平和委員会の「平和新聞」・「平和運動誌」や県平和委員会の機関紙などの普及活動を行っていきます。

### 2. 会 員 ・ 組 織

第4条(加入) この会の規約を認め会費を納めるを会員とし、入会は各地域・職場・学園の平和委員会(平和の会)で確認します。平和委員会の組織がない場合は直接平和委員会に加入できます。

第5条 この会の目的に賛同する個人は賛助会員に、団体は協力団体になれます。

第6条(構成) この会は、会員によって構成され個人加盟の組織です。会員の所属する各和委員会(平和の会)によって茨城県平和委員会を構成します。

第7条 茨城県平和委員会は日本平和委員会に加盟し、大会に代議員を送ります。

第8条 県平和委員会は各平和委員会(平和の会)発展するように協力し活動していきます。

### 3. 役 員

第9条 この会は、次の役員を置きます。

代表理事(若干名)、理事、常任理事、事務局長、会計監査(2名)。また、必要に応じ事務局次長を置くことができます。任期は1年とします。但し、再任を妨げません。

第10条 理事および会計監査は大会で選出されます。

第11条 代表理事、事務局長は理事の中から推薦され、大会で承認されます。

常任理事は理事会で互選されます。

### 4. 運 営

第12条 県大会は会員の中から選ばれる大会代議員と代表理事、常任理事、事務局長で構成し、年1度開催します。

大会は日本平和委員会の方針に基づき、県内の情勢をふまえて年間の活動方針を決め、役員を選出します。また、理事会の決定により臨時大会を開くことができます。代議員の選出基準についてはそのつど理事会で決めます。

第13条 代表理事は、会の内外でこの会を代表します。

第14条 理事会は大会につぐ決議機関で、県大会の方針にもとづいて当面の方針を決めます。

第15条 常任理事会は執行機関で、代表理事、常任理事、事務局長で構成し、県大会、理事会の方針にもとづき民主的に会務を遂行します。

第16条 この会は日常業務を遂行するために事務局を設置します。

### 5. 財 政

第17条 この会の財政は、会費、賛助会費、協力費、寄付、事業収入などでまかさないます。

第18条 一般会員は月額500円とし、各平和委員会(平和の会)は会員1名につき、月400円を県平和委員会に納入します。県平和委員会は同じく、月100円を日本平和委員会に納入します。各平和委員会(平和の会)に所属していない会員は、月額500円を県平和委員会に納めます。また、経済的に困難な人は、各平和委員会の申し出により月額300円にすることがあります。その場合各平和委員会は200円を県に納入し、県は100円を日本平和委員会に納めます。学生会員は月額200円とする。各平和委員会は150円を県に納めます。県は日本平和委員会に50円納めます。家族会員は2人目から、各平和委員会の申し出により月額300円とすることがあります。各平和委員会は200円を県に納入し、県は日本平和委員会に100円納入します。

第19条 賛助会費・協力費はそれぞれ1口以上とし、年額5000円とします。

第20条 会計年度は4月に開始し、翌年3月までとします。

第21条 会計監査は、年1回以上会計状況を監査し、県大会に報告します。